
静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第37号
(2020年5月22日配信)

【目次】~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~
1 新型コロナウイルスに係る持続化給付金のお知らせ
2 「東塾農業マネジメント講座」令和2年度生募集について
☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~

1 新型コロナウイルスに係る持続化給付金のお知らせ

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、全国の農林水産業・食品産業に影響が広がっています。
政府は、感染拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために、「持続化給付金制度」を創設しました。持続化給付金は、業種横断的に、個人・法人を問わず、農林漁業者も広く対象となる制度です。

- 対象者
 - ①税務申告をした農業者
※昨年の事業収入や所得要件はありませんが昨年の事業収入の税務申告をしていることが必要。
 - ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額(平均月収)の50%以下であれば対象になります。

- 給付金の申請期間
令和2年5月1日から令和3年1月15日まで
※電子申請の送信完了の締め切りは、令和3年1月15日の24時まで

- 申請方法
Web上での申請を基本とし、申請支援を行う窓口を順次設置します。
申請用HPはこちら→<https://jizokuka-kyufu.jp>

- 詳しくはこちら
持続化給付金(農林漁業者・食品関連事業の皆様も対象です):農林水産省
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit.html

- 問い合わせ先
持続化給付金事業コールセンター 0120-1115-570
【IP電話専用回線】03-6831-0613
受付時間8:30~19:00
※5月・6月は毎日、7月~12月は土曜日を除く日曜日から金曜日まで

2 「東塾農業マネジメント講座」令和2年度生募集について

- 概要
経営発展を目指す認定農業者及びそのご家族等を対象に、経営分析の手法、経営戦略やマーケティングの構築等を体系的に学習し、今後の経営展開の指針となる中期経営計画(5か年計画)を作成する講座です。
熱意あふれる先生の指導によりあなたの経営を見直し、将来の経営戦略づくりをしてみませんか。農林事務所のスタッフも、マンツーマンでお手伝いします!

●日時

- 令和2年 7月21日(火)～令和3年1月19日(火)全6回
第1回 7月21日(火) 開講式・経営者としての意識改革
第2回 8月25日(火) 財務分析Ⅰ
第3回 9月15日(火) 財務分析Ⅱ
第4回 10月13日(火) マーケティングと経営戦略の構築
第5回 11月17日(火) 個別相談会
第6回 1月19日(火) 農業経営計画発表会・閉講式

※随時…個別計画の作成と目標実現に向けた活動

●会場：東部総合庁舎会議室（沼津市高島本町）

●受講料：無料

●締め切り：令和2年7月10日（金）

●申し込み・お問い合わせ

東部農林事務所 企画経営課 経営支援班までご連絡ください。

東部農林事務所 企画経営課 経営支援班
〒410-0055 沼津市高島本町1-3
電話 055-920-2160 FAX 055-924-8594

あずまニュース第37号はいかがだったでしょうか。
これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信して
いきたいと思えます。

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3

TEL 055-920-2157・2158

FAX 055-924-8594

※今後配信の必要のない方は、お手数ですが当所メールアドレス
に配信停止のご連絡をお願いします。

その際『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

※メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の
変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、
お名前をお知らせ下さい。
